江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱

第１　目的

この要綱は、江戸川区における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　指名停止

区長は、有資格者（指名業者登録名簿に登載された者をいう。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

２　区長が指名停止を行ったときは、契約担当者（江戸川区契約事務規則（昭和39年３月江戸川区規則第３号）第２条第３号に定めるところによる）は、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

第３　下請負人及び共同企業体に関する指名停止

区長は、第２の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

２　区長は、第２の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

３　区長は、第２又は前１及び２の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

第４　指名停止の期間の特例

有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

２　次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期はそれぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初の指名停止の期間が１箇月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

（１） 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後１年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

（２） 有資格者が別表の１の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後３年を経過するまでの間に、再び、同表の１に該当することになったとき。

（３） 有資格者が別表の３の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起を受けた後３年を経過するまでの間に、再び、同表の３に該当することになったとき。

（４） 有資格者が別表の４の（１）から（５）までの措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後３年を経過するまでの間に、再び、同表の４の（１）から（５）までに該当することになったとき。

（５） 別表の４の（１）から（５）までに該当する場合で、該当違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

（６） その他特に必要であると認められるとき。

３　区長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前２の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　区長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び前１の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍まで延長することができる。

５　区長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前１から４までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

６　区長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

第５　指名停止の通知

区長は、第２及び第３の規定により指名停止を行い、第４の５により指名停止の期間を変更し、又は第４の６の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、区長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

２　区長は、前１の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が江戸川

区の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

第６　指名停止の公表

区長は、第２及び第３の規定により指名停止を行い、又は第４の５により指名停止の期間を変更したときは、当該指名停止の対象とした有資格者の名称、所在地、指名停止の種類、指名停止の期間及び理由等を公表するものとする。

２　区長は、指名停止の期間が終了したとき、又は第４の６の規定により指名停止を解除したときは、遅滞なく当該有資格者に係る指名停止の公表を中止するものとする。

第７　指名停止の説明請求

第５の１の通知を受けた者は、総務部契約課長（以下「契約課長」という。）に対して通知内容についての説明を求めることができる。この場合においては、指名停止の通知を受け取った日から14日以内に書面等によりこれを行わなければならない。

２　前１の規定により説明を求められたときは、契約課長は主管課長と協議のうえ、書面等により速やかに回答するものとする。

３　契約課長は、前２の規定による説明後、更に説明等を求められた場合は、工事請負指名業者選定委員会の審議を経て、書面による回答を行うものとする。

４　前３の規定による説明を求める申立ては、当該説明後14日以内に行われなければならない。

第８　指名停止の特例

契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合において、あらかじめ区長の承認を受けたときは、当該契約について指名停止の取扱いをしないことができる。

第９　下請等の禁止

契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者が、江戸川区が発注する工事、委託等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

第10　指名停止に至らない事由に関する措置

区長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

一部改正〔平成21年要綱38号・令和７年73号〕

付　則

この要綱は、平成14年４月１日から適用する。

付　則（平成21年４月１日要綱第38号）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

付　則（令和７年４月１日要綱第73号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

付　則（令和７年６月１日要綱第222号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの要綱（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁固以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の別表の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

３　刑法等一部改正法等の施行前に禁固以上の刑を宣告された者は、改正後の別表の規定の適用については、拘禁刑以上の刑を宣告された者とみなす。

別表（第２関係）

措置要件	期間
１　贈賄	
（１）　次のイ、ロ又はハに掲げる者が江戸川区の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕を又は起訴を知った日から
イ　有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	12箇月以上24箇月以内
ロ　有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	９箇月以上24箇月以内
ハ　イ及びロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	６箇月以上18箇月以内

（２） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が江戸川区の区域内における江戸川区以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕を又は起訴を知った日から
イ　代表役員等	６箇月以上18箇月以内
ロ　一般役員等	４箇月以上12箇月以内
ハ　使用人	３箇月以上９箇月以内
（３） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が東京都区市町村職員（江戸川区職員を除く。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
イ　代表役員等	４箇月以上12箇月以内
ロ　一般役員等	３箇月以上９箇月以内
ハ　使用人	１箇月以上５箇月以内
（４） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が（２）及び（３）の区域外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
イ　代表役員等	２箇月以上６箇月以内
ロ　一般役員等	１箇月以上３箇月以内
ハ　使用人	１箇月以上２箇月以内
（５） （１）から（４）までについて、贈賄を行った事実は明白であるが、贈賄罪について公訴時効が成立している場合	当該認定をした日から（１）から（４）までにある期間を準用
２　契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	
（１） 江戸川区発注の契約履行上の事故の場合	
イ　事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	当該認定をした日から２箇月以上６箇月以内
ロ　事故を発生させ、公衆に障害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	１箇月以上３箇月以内
ハ　事故を発生させ、従業員その他関係者（下請人の従業	１箇月以上３箇月以内

員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合	
（２） 江戸川区発注の契約以外の契約における事故の場合	
イ 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	１箇月以上５箇月以内
ロ 事故を発生させ、公衆に障害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	１箇月以上２箇月以内
ハ 事故を発生させ、従業員その他関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	１箇月以上２箇月以内
３ 契約履行成績不良等	
（１） 江戸川区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	当該認定をした日から１箇月以上６箇月以内
（２） 江戸川区発注の工事契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合	１箇月以上12箇月以内
イ 40点未満	（標準９月）
ロ 40点以上50点未満	（標準６月）
ハ 50点以上55点未満	（標準３月）
ニ 55点以上60点未満	（標準１月）
４ 契約に関する違法行為による社会的信用失墜行為	
（１） 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
イ 江戸川区発注の契約に関するもの	３箇月以上12箇月以内
ロ 東京都区市町村発注の契約に関するもの（江戸川区を除く。）	２箇月以上12箇月以内
ハ イ及びロの区域以外のもの	１箇月以上６箇月以内
（２）「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合	

イ　江戸川区発注の契約に関するもの	３箇月以上12箇月以内
ロ　東京都区市町村発注の契約に関するもの（江戸川区を除く。）	２箇月以上12箇月以内
ハ　イ及びロの区域以外のもの	１箇月以上６箇月以内
（３）「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）」に違反（契約に関するもの）し、契約の相手方として不適当であると認められる場合	
イ　江戸川区発注の契約に関するもの	３箇月以上12箇月以内
ロ　東京都区市町村発注の契約に関するもの（江戸川区を除く。）	２箇月以上12箇月以内
ハ　イ及びロの区域以外のもの	１箇月以上６箇月以内
（４）「建設業法（昭和24年法律第100号）」に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	
イ　江戸川区発注の契約に関するもの	３箇月以上９箇月以内
ロ　東京都区市町村発注の契約に関するもの（江戸川区を除く。）	２箇月以上６箇月以内
ハ　イ及びロの区域以外のもの	１箇月以上３箇月以内
（５）有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、競売入札妨害罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
イ　江戸川区発注の契約に関するもの	３箇月以上９箇月以内
ロ　東京都区市町村発注の契約に関するもの（江戸川区を除く。）	２箇月以上６箇月以内
ハ　イ及びロの区域以外のもの	１箇月以上６箇月以内
５　暴力的不法行為等 次のイ、ロ、ハ、又はニに掲げる場合に該当するものとして、関係行政機関から通報又は回答があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日からイからニまでの区分に応じ、それぞれ定める期間を経過し、契約の相手方として適当であると認められ

	るまで
イ　有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	12箇月以上24箇月以内
ロ　有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	６箇月以上12箇月以内
ハ　有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	３箇月以上９箇月以内
ニ　前各号に掲げる場合のほか、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	１箇月以上３箇月以内
6　不正又は不誠実等の行為	
（1）　別表第１及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上９箇月以内
（2）　別表第１及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上９箇月以内

7　虚偽記載 　江戸川区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上６箇月以内 １箇月以上12箇月以内 （標準６月）

一部改正〔平成21年要綱38号・令和７年222号〕